

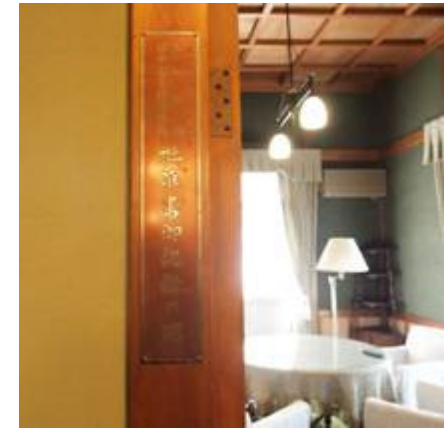
I. 吉城園周辺地区の現状と課題

(1) 位置

- 吉城園周辺地区は、都市公園奈良公園（約500ha）の西端に位置し、奈良公園の玄関口に位置する場所（約3.1ha）である。
- 近鉄奈良駅から大宮通りを東に移動し、興福寺、県庁舎を経て、東大寺に至る奈良公園の主要ルートに面している。



吉城園周辺地区の位置（赤枠）



知事公舎
批准書御認証の間入口

(2) 成り立ち

- 中世から近世にかけて、興福寺境内として関係諸院・諸坊等が立地
- 大正11年に計画地の一部が国指定「名勝奈良公園」に指定**
- 昭和2年に計画地全てが追加指定**

(3) 現状と課題

- 吉城園周辺地区は、「御認証の間」を残す知事公舎をはじめ、**当該地独特の邸宅の佇まいが残っているが、一部、建物の老朽化が著しく、また、樹林地も鬱蒼としており、十分に維持できていない。**



老朽化が進む旧青少年会館



鬱蒼とした樹林地



II. 吉城園周辺地区の整備計画

(1) 目的

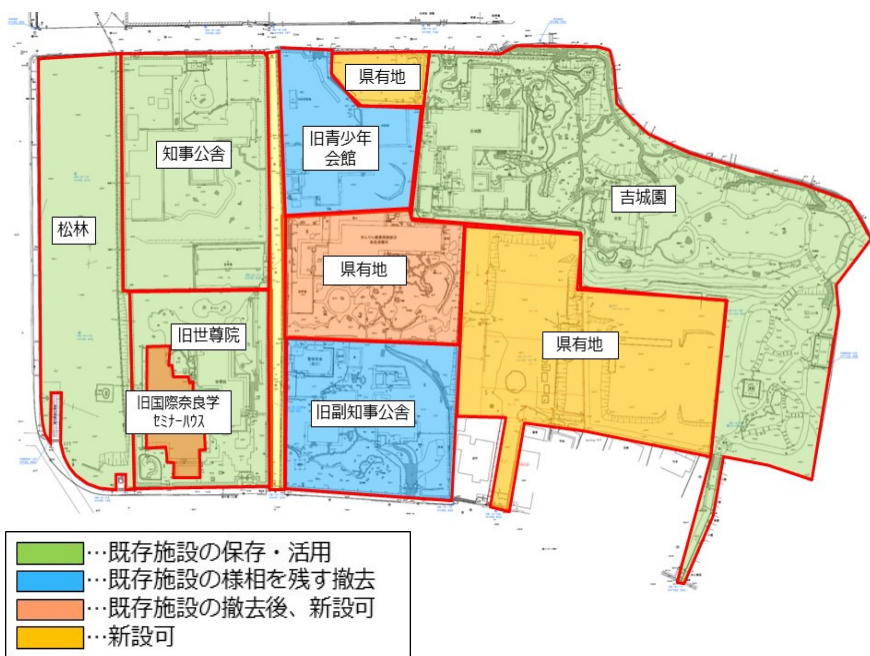
- 「奈良公園基本戦略」に基づき、“世界に誇る奈良公園”の一画として、国指定名勝にふさわしい環境の維持・向上を図る。
- 江戸末期から昭和初期にかけての吉城園周辺の独特な邸宅の佇まいや、和を基調とした風情の中に洋を感じる空間美を維持し、後世に伝えていくために、ゆったりとくつろげることができ、また宿泊することができる空間**として整備に取り組む。

(2) 整備コンセプト

- 江戸末期から昭和初期の『和を基調とした風情の中に洋を感じる近代建築物』と庭が織り成す空間のあり方と、往時を偲ばせる邸宅の雰囲気醸し出す空間美を保全しながら、ゆったりとくつろぐことができ、また宿泊することができる空間をつくりあげる。

(3) 保存すべき価値

- 主な要素は、①地割り ②樹林地 ③建築物



(4) 整備による奈良公園の魅力向上

- 法規制を遵守し、**奈良公園の景観と調和**した瓦葺き屋根の建物を整備（高さ8m以下、建ぺい率20%以下）
- 興福寺子院に関わる遺構を保存**
- これまで**継承されてきた樹林地全体の雰囲気を壊すことなく、背景、連続性、一体性を意識した明るく質の高い樹林地となるような景観**を形成（緑地率40%以上）
- 名勝指定当時から残る**地割りを保全**
- 整備内容や方法について、多くの関係者に**広く意見**を伺い、尚且つ、文化庁や名勝・史跡・庭園などの専門的な知識を有する有識者に**深く意見**を伺いながら、8年の歳月をかけて検討
- 整備内容は、名勝の価値を踏まえたものとして**文化庁の許可**が必要

吉城園主棟



知事公舎



世尊院



副知事公舎



(5) 民間事業者による整備

- 民間事業者により整備を実施。
- 東京オリンピック開催の平成32年春のまちびらきを目指す。